

源泉税特例納付

実務のお知らせ

源泉税の特例納付の期限は7/10です。
計算には、**1月～6月分の賃金と源泉税額が必要**です。(通勤手当・社会保険料はのぞきます)裏面の賃金台帳を参考にお願ひします。※納付書の準備もお願ひします。

下記の日程で実務を行いますので、忘れずにお願ひします。

※ 算定基礎届提出も7/10です。

7月2日(水) 午後2時～

須磨民商事務所2F

須磨民主商工会

神戸市須磨区大田町3-2-2

電話 733-4002

FAX 733-4089